

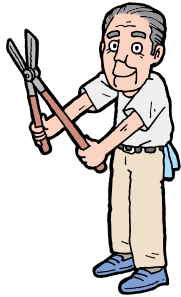
# 国民健康保険税

# 健康はみんなの願い 納めて安心!

「保険証を使ったこともないのに、どうして国民健康保険税を納めるの？」そのような疑問を持っている方もいるのではないでしょうか。しかし、もしも病気やケガをしたら、保険証がなければ全額を自分で負担しなくてはなりません。

国民健康保険は、いざという時のために、加入者のみなさんがお金（国民健康保険税）を出し合い、医療費などにあてるお互いに助け合う制度です。

国民健康保険に加入されている方は、40歳から介護保険料も一緒に納めます。



65歳以上の方  
（介護保険第1号被保険者）  
医療分の国民健康保険税と分けて介護保険料を別に納めます。



40～64歳の方  
（介護保険第2号被保険者）  
医療分と介護分をあわせて納めます。



40歳未満の方  
医療分の国民健康保険税のみ納めます。

国民健康保険税の税率は増加する医療費を賄うため次のようになります。

		平成17年度		
		横芝光町	旧横芝町	旧光町
医療分	所得割 前年の所得に応じて計算	7.0%	5.89%	6.3%
	資産割 固定資産（土地・家屋）に応じて計算	30.0%	38.0%	30.0%
	均等割 加入者の数で計算	20,000円	17,900円	13,000円
	平等割 1世帯いくらと計算	25,000円	24,900円	17,000円
介護分	所得割 前年の所得に応じて計算	1.5%	1.05%	0.95%
	資産割 固定資産（土地・家屋）に応じて計算	6.0%	6.1%	5.0%
	均等割 加入者の数で計算	9,000円	7,800円	7,800円
	平等割 1世帯いくらと計算	6,000円	4,800円	4,800円

限度額は医療分が530,000円、介護分が80,000円となります。